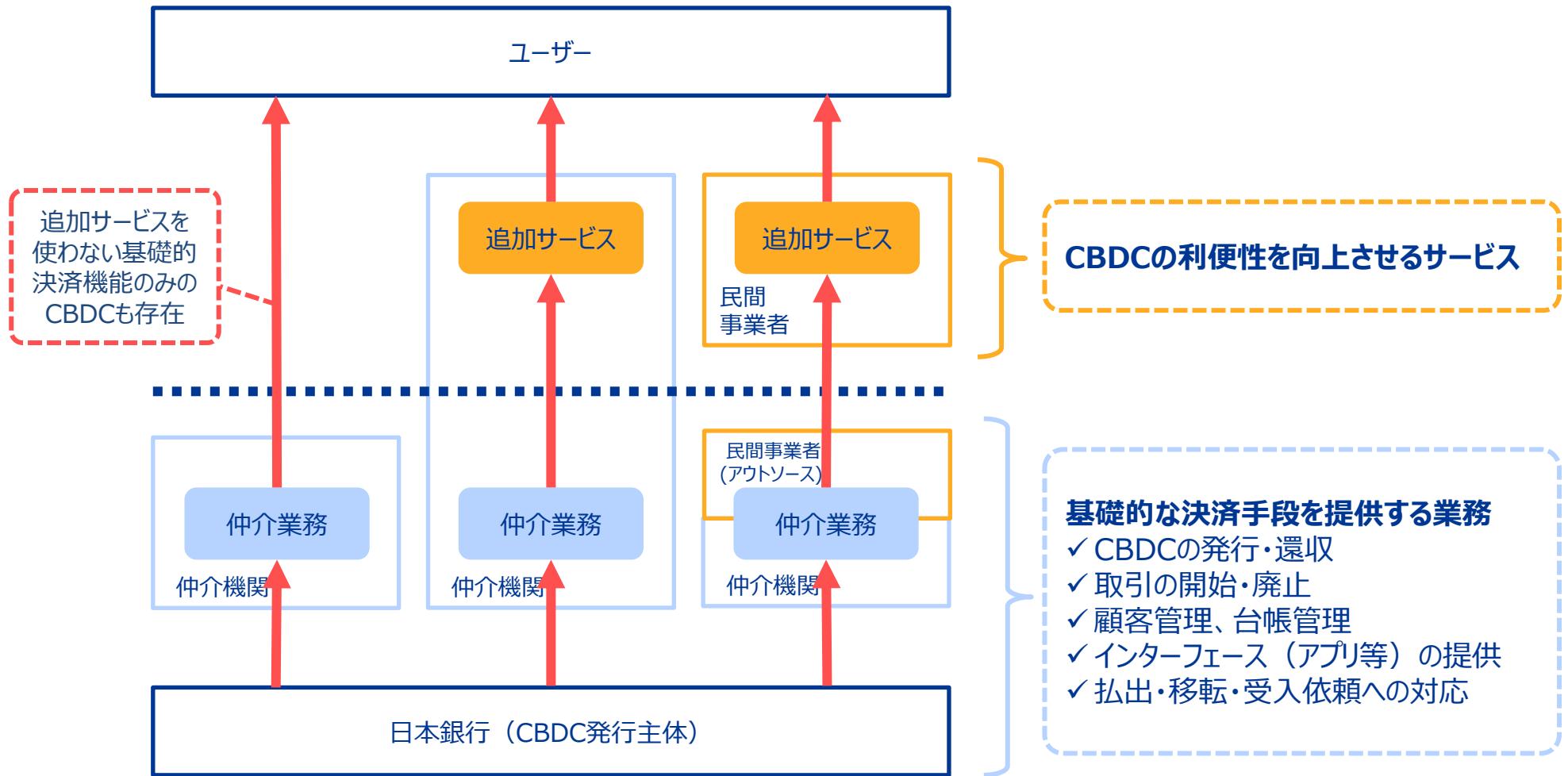


# 追加サービスの類型

日本銀行  
2026年1月22日

■ 本資料でいう「追加サービス」は、下図のとおり、仲介機関およびそれ以外の民間事業者によって担われる。



(図の出所) 第7回幹事会資料

# 1. CBDCとイノベーションの関係性

## ■ わが国：中間整理（2024年4月）P10

- 誰でも、いつでも、どこでも、安全・確実にCBDCを利用できるようにするだけでなく、他の決済サービスと遜色のない利便性の提供やCBDCならではの利便性の向上の追求も必要であると考えられる。
- このため、仲介機関が、例えば、家計簿サービスや条件付き決済サービスのように、CBDCの利便性を向上させる「追加サービス」を担うことも考えられる。ただし、「追加サービス」は仲介機関に固有の業務とは言えず、民間の創意工夫を促す観点から、公正な競争条件を確保しつつ、現在決済サービスを提供している民間事業者だけでなく、その他の民間事業者も参入できる方向で検討することが適当である。

## ■ 欧州：デジタルユーロ・イノベーション・プラットフォーム報告書（ECB、2025年9月）P2

- デジタルユーロは、包摂的で調和のとれたデジタル決済体験を提供し、ユーロ圏全土にわたってイノベーションの強力な基盤を創出することにより、ユーザーに対する新たなサービスを事業者が開発しやすくなるよう、設計されている。

## ■ 英国：デジタルポンド進捗報告書（BOE、2025年1月）P19

- 本年、BOEは「デジタルポンド・ラボ」を立ち上げる。この技術的サンドボックス環境は、APIの機能、革新的なユースケース、仲介機関（PIP）や追加サービス事業者（ESIP）の潜在的なビジネスモデルに関する、実践的な実験を可能にする。
- デジタルポンド・ラボは、デジタルポンドの潜在的な可能性を検証するためのシミュレーション環境を提供し、様々なユースケースの実現可能性について、重要な洞察を提供する。これにより、デジタルポンドをイノベーションのプラットフォームとして構築することの実現可能性について、評価できるようになるだろう。

## 2. 諸外国の事例（1）：欧州で展望されているCBDCの追加サービス

### ■ デジタルユーロ・イノベーション・プラットフォーム報告書（ECB、2025年9月）P8～19

- 欧州では、下表のとおり、情報の利活用、条件付き決済サービス、ユーザー体験の多様化等を展望。

展望される追加サービス	具体的な場面
情報の利活用	<ul style="list-style-type: none"><li>デジタルユーロで支払った際のレシートを電子化</li></ul>
条件付き決済サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>ネット通販で購入した商品の配達完了との同時決済</li><li>C2C取引や高額取引等におけるエスクロー</li><li>成果等に連動した段階的な報酬の支払</li><li>リカーリング（料金等の定期的な引き落とし）</li><li>マイクロペイメント（超少額・多頻度の支払）</li><li>従量課金</li><li>電車遅延時の自動返金</li><li>保険金の自動支払</li><li>M2M決済（自動車と機械式駐車場の間での決済等）</li></ul>
交通運賃の支払サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>改札でのタッチ決済</li><li>ダイナミックプライシング（混雑度等に応じた変動料金）</li><li>乗り放題サービス（一定期間内の運賃に上限を設定）</li></ul>
AIの活用	<ul style="list-style-type: none"><li>スマートウォレット（声による支払指図の生成等）</li></ul>
デジタル金融包摂	<ul style="list-style-type: none"><li>アプリのデザインの多様化（子ども向け、高齢者向け等）</li><li>デジタルアイデンティティ（年齢等）と連動した特典の提供</li></ul>

## 2. 諸外国の事例（2）：英国で展望されているCBDCの追加サービス

### ■ プロジェクト・ロザリンド報告書（BOE・BISイノベーションハブ、2023年6月）P32～33

- 英国でも同様に、**情報の利活用、条件付き決済サービス、ユーザー体験の多様化**等を展望。

展望される追加サービス	具体的な場面
情報の利活用	<ul style="list-style-type: none"><li>• CBDCで支払った際の<b>レシートを電子化</b></li><li>• 既存のPOSレジとの連携</li><li>• <b>デジタルアイデンティティとの連携</b></li></ul>
条件付き決済サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>• 商品の<b>配達完了との同時決済</b></li><li>• 貿易における三者間エスロー</li><li>• ノマドワーカーやギグワーカーに対する、成果に連動した<b>段階的な報酬の支払</b></li><li>• <b>マイクロペイメント</b></li><li>• 駐車アプリ（駐車時間に応じた<b>課金</b>）</li><li>• 電車遅延時の<b>自動返金</b></li></ul>
相互運用サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>• CBDCと民間マネーとの相互連携</li></ul>
当人認証手段の多様化	<ul style="list-style-type: none"><li>• <b>声紋認証による支払</b></li><li>• ワンクリック支払</li></ul>
デジタル金融包摂	<ul style="list-style-type: none"><li>• マネーについて親が子に教育するための機能の提供</li><li>• 政府からの支援金をリアルタイムで支給</li></ul>

（注） 欧州との比較を容易にする観点から、具体的な場面の掲載順を適宜入れ替えたうえで、同種のものをグルーピングしている。

## 2. 諸外国の事例（3）：FPS（即時送金システム）における追加サービス

### ■ 海外のFPSにおける追加サービスとして、以下の事例がある。

- ・シンガポール（PayNow）、タイ（PromptPay）、インド（UPI）等では、**エイリアス機能**を提供。また、これをクロスボーダー送金サービスにも活用。
- ・豪州（NPP）では、「PayTo」と呼ばれる、**支払いであるユーザーの承認を前提に、受取人が起動する形で送金**を行うサービスを提供。

### ■ 追加サービスの基盤としてのFPSの設計について、以下の取り組みが重要との指摘がある。

- ・基盤としての**安定性と外部連携の容易さ**
  - － 事業者がFPSをベースにした追加サービスを提供するうえでは、基盤としての安定性のみならず、FPSの基盤と追加サービスとの間の接続がAPI（Application Programming Interface）の活用などで容易となっていることのほか、標準化などの取組みによって接続に関する個別の調整コストが生じないように制度が設計されていることも重要。
- ・多様な企業の参加促進と参加企業の**エンゲージメント向上**に向けた取組み
  - － 積極的な情報開示、コミュニティ形成の促進、関係者間のビジネスマッチング機会の提供、APIサービスの構築支援といった施策が、ステークホルダーのエンゲージメント向上にもつながっている。
- ・追加サービスに関するガバナンス（ルール策定や品質管理など）への**民間主体の関与**
  - － サービスを提供している事業者が関わることで、ビジネスの実態を踏まえた、実効性のあるルールの整備につながっている。

（出所）杉江次郎ほか「海外におけるFast Payment Systemとエコシステムデザイン」、日銀レビュー、2023-J-12、2023年

### 3. CBDCフォーラムにおける議論（1）：会合における議論

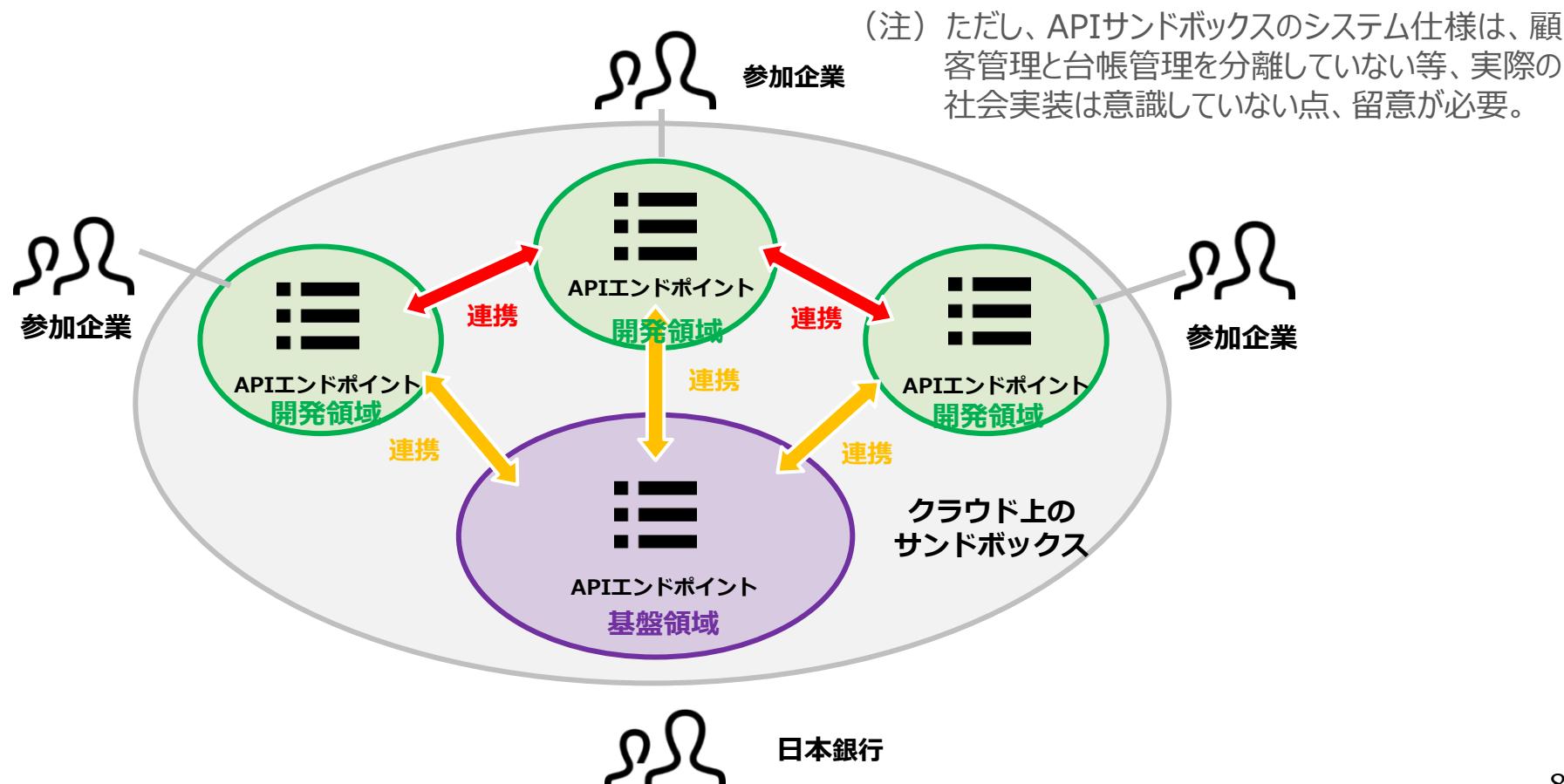
#### ■ CBDCフォーラムでは、CBDCのエコシステムについて、以下のような議論があった。

- 仕様の標準化が非常に重要。
  - 標準化を主導する主体としては様々考えられるが、新たにCBDCに関する新組織・団体を組成するのも一案。
  - 「仕様」からその外縁の「ガイドライン」等に移るにしたがって、公的な関与が下がるイメージ。
  - 國際標準を意識することも必要かもしれない。
- CBDCのエコシステムを作る際には、**参入障壁を引き下げる**ことを重視すべき。
  - 他方で、事業者毎に提供されるサービスがあつたりなかつたりすると、ユーザーの混乱に繋がる。
  - CBDCシステムへの処理集中を避ける観点から、取引情報照会といった参照系の負荷について検討する必要。
- CBDCの**基盤側の改善**を継続していくために必要な人的・金銭的資源を確保できる仕組みを構築することが、追加サービスの発展に繋がるかもしれない。
- **コンディショナルペイメント**（条件付き決済、一種のスマートコントラクト）とプログラマブルマネー（マネー自身がプログラム可能であること）を区別し、前者について検討することが重要。
  - 外部プログラム方式（CBDCシステムの外側でプログラムすること）が望ましい。
  - エスクロー機能にはニーズがありうる。
  - 用途制限の機能は、受領側が制限のないCBDCを受け取る前提では、地域商品券などの用途で活用されうる。

### 3. CBDCフォーラムにおける議論（2）：APIサンドボックス

#### CBDCフォーラムのWG2では、参加企業の有志メンバーでクラウド上に共同で実験環境（APIサンドボックス）を用意し、追加サービスを念頭に置いて様々なAPIを構築した。

- APIを通じたCBDCシステムの外部連携にフォーカス。機能拡張性について「手を動かしながら」議論。
- 自社開発の機能と、基盤領域のAPIを連携させて、（疑似的に）追加サービスを提供。
- 加えて、他社にAPIを開放することで、参加企業のAPI同士の連携が可能に。



### 3. CBDCフォーラムにおける議論（3）：提案された具体的なユースケース

#### ■ APIサンドボックスの参加企業から提案された具体的なユースケースの例は、下表のとおり。

- ・ 欧州や英国と同様に、情報の利活用、条件付き決済サービス、ユーザー体験の多様化（相互運用サービス、当人認証手段の多様化）等を展望。

展望される追加サービス	具体的な場面
情報の利活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 寄付金に関するデータの自動集計</li><li>・ 債券保有者の利子所得にかかる源泉徴収事務の自動化</li><li>・ 銀行口座保有者に対するCBDC口座の開設</li></ul>
条件付き決済サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 通信販売（ECサイト）やC2C取引等で購入した商品の配達完了との同時決済</li><li>・ 乗車区間に応じた電車賃の支払い</li><li>・ 給油量に応じたガソリン料金での支払い</li><li>・ 個人向け社債の発行におけるDvP決済</li><li>・ レストラン予約時のキャンセル料の仮押さえ</li><li>・ 従量課金制の料金に関する事前の上限設定</li><li>・ パーパスバウンドマネー（地域限定利用等）</li></ul>
相互運用サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国債トークンやステーブルコインとの相互連携</li></ul>
当人認証手段の多様化、デジタル金融包摂	<ul style="list-style-type: none"><li>・ マイナンバーカードを用いた支払</li><li>・ 顔認証を用いた支払</li></ul>

（注）欧州・英国との比較を容易にする観点から、同種のものをグルーピングしている。

（出所）CBDCフォーラムWG2第12回～第15回会合資料

■ 中間整理や幹事会での議論、欧州や英国での議論およびCBDCフォーラムでの提案を踏まえると、日・欧・英で共通して展望されている以下の追加サービスを念頭に、整理していくことが考えられるか。

- **情報の利活用**
  - 商流情報との連携、家計簿サービスとの連携、デジタルアイデンティティとの連携、エイリアス 等
- **条件付き決済サービスの提供**
  - DvP（配達と支払の同時処理）、エスクロー、変動料金、従量課金、自動返金 等
- **ユーザー体験の多様化**（相互運用サービス、当人認証手段の多様化等）
  - 民間デジタルマネーとの連携、用途制限機能との連携、外部のDLT基盤との連携 等
  - 子ども向け・高齢者向け・障がい者向けアプリの提供、高度な生体認証の提供 等

■ 追加サービスに関する民間事業者の創意工夫を促し、イノベーションを支え、ひいてはCBDCのエコシステムの持続可能性を高める観点から、以下の取り組みが必要か。

- 様々な事業者が追加サービスを提供できるようにするとともに、複数の事業者による**協業の障壁を低くすること**により、革新的なサービスの創出を促す。
- このため、**官民が協力し、外部連携が容易な基盤の提供**や、仕様や商流データの**標準化**、ルールの策定、サービス品質の管理等を進めるとともに、基盤を継続的に改善するために**必要なリソースを確保**できる仕組みを構築。

(参考)

仲介業務・追加サービスの提供パターン例

## 1. 業務の類型（イメージアップのための例示）

これまでに整理した機能（仲介機関が担うべき機能、中央銀行が担うべき機能、追加サービス）は、下表のとおり。これに沿って、本資料では、事業者がCBDCに関するサービスを運営する動機別に、業務運営のパターンについて、イメージアップのための例示を試みた。

担い手	機能	動機	主要な業務	運営の要否
仲介機関が担いうる	顧客管理		口座開廃、身元確認（KYC）等	運営パターンを検討 (社会実装時のあり方は、 実際の制度設計に依存)
			顧客に対するインターフェースの提供	
			顧客からの送金指図の受領、 台帳に対する送金指図の伝達	
			顧客からの照会対応	
			差押え等	
	払出・受入		CBDCと自社発行の民間マネーとの交換	
			現金とCBDCの交換	
	発行先・還収元		CBDCと中央銀行当座預金との交換	
中央銀行が担うべき	台帳管理		ユーザーのCBDC残高を記録する台帳の管理	
仲介機関・追加サービス事業者が担いうる	追加サービス		情報の利活用	
			条件付き決済サービスの提供	
			ユーザー体験の多様化	

## 2. パターン①：送金基盤としてのCBDCの活用を目的とする金融機関や資金移動業者

### 送金の公的基盤としてCBDCを活用し、個人・法人に対して標準的インターフェースを提供。

- 顧客管理を行う仲介機関の標準形。CBDCのユニバーサルアクセス性を活用し、**自社加盟店のほかに、他社の顧客もカバー可能**。顧客管理に関する業務の一部をアウトソースすることも考えられる。

担い手	機能	動機	主要な業務	運営の要否
仲介機関 が担う	顧客管理	主目的	口座開廃、身元確認（KYC）等	○
			顧客に対するインターフェースの提供	
			顧客からの送金指図の受領、 台帳に対する送金指図の伝達	
			顧客からの照会対応	
			差押え等	
	払出・受入		CBDCと自社発行の民間マネーとの交換	(運営してもよい)
			現金とCBDCの交換	
中央銀行 が担うべき	発行先・還収元		CBDCと中央銀行当座預金との交換	(運営してもよい)
	台帳管理		ユーザーのCBDC残高を記録する台帳の 管理	△ (中央銀行がアウトソー スする場合)
仲介機関・ 追加サービス事業者 が担う	追加サービス		情報の利活用	(運営してもよい)
			条件付き決済サービスの提供	
			ユーザー体験の多様化	

## ■ 消費者が保有するCBDCをファンディングソースとしてのみ活用。後続の決済は自社で提供。

- 自社発行のデジタルマネー（資金移動業マネー）にCBDCからチャージ（CBDCの受入に相当）。顧客管理は必須でなく、他社（仲介機関）が管理する顧客が保有するCBDCを受け取ればよい。

担い手	機能	動機	主要な業務	運営の要否
仲介機関 が担うべき	顧客管理		口座開廃、身元確認（KYC）等	×
			顧客に対するインターフェースの提供	
			顧客からの送金指図の受領、台帳に対する送金指図の伝達	
			顧客からの照会対応	
			差押え等	
	払出・受入		CBDCと自社発行の民間マネーとの交換	○
			現金とCBDCの交換	×
中央銀行 が担うべき	発行先・還収元		CBDCと中央銀行当座預金との交換	×
	台帳管理		ユーザーのCBDC残高を記録する台帳の管理	×
仲介機関・ 追加サービス事業者が 担うべき	追加サービス		情報の利活用	×
			条件付き決済サービスの提供	×
	主目的	ユーザー体験の多様化		○

## CBDCと預金の交換（払出・受入）を可能とすることで、現金の取扱業務を合理化。

- 現金のハンドリングにはリスクやコストが伴うが、金融機関が預金の払い戻しをCBDCで行うことができれば、店舗・ATM等に多額の現金を用意しておく必要性は低下。顧客管理は必須ではない。

担い手	機能	動機	主要な業務	運営の要否
仲介機関 が担う	顧客管理		口座開廃、身元確認（KYC）等	
			顧客に対するインターフェースの提供	
			顧客からの送金指図の受領、 台帳に対する送金指図の伝達	×
			顧客からの照会対応	
			差押え等	
	払出・受入	主目的	CBDCと自社発行の民間マネーとの交換	○
			現金とCBDCの交換	×
	発行先・還収元		CBDCと中央銀行当座預金との交換	（運営する場合がある）
中央銀行 が担うべき	台帳管理		ユーザーのCBDC残高を記録する台帳の 管理	×
仲介機関・ 追加サービス事業者が 担う	追加サービス		情報の利活用	
		条件付き決済サービスの提供	×	
		ユーザー体験の多様化		

## 2. パターン④：既存の法人顧客が受領したCBDCからの預金獲得を目的とする金融機関

### 顧客が受け取ったCBDCの受入先となることで、預金を獲得可能。

- 法人顧客のメインバンク等を想定すると、顧客を管理することが合理的か。他方で、顧客を管理しない代わりに、CBDCの代理受領（収納代行）サービスを提供するという選択肢もありうるか。

担い手	機能	動機	主要な業務	運営の要否
仲介機関 が担うる	顧客管理		口座開廃、身元確認（KYC）等	△（法人顧客を管理する場合は必須）
			顧客に対するインターフェースの提供	
			顧客からの送金指図の受領、 台帳に対する送金指図の伝達	
			顧客からの照会対応	
			差押え等	
	払出・受入	主目的	CBDCと自社発行の民間マネーとの交換	○
			現金とCBDCの交換	×
	発行先・還収元		CBDCと中央銀行当座預金との交換	（運営する場合がある）
中央銀行 が担うべき	台帳管理		ユーザーのCBDC残高を記録する台帳の 管理	△（中央銀行がアウトソースする場合）
仲介機関・ 追加サービス事業者が 担うる	追加サービス		情報の利活用	×
			条件付き決済サービスの提供	×
	主目的		ユーザー体験の多様化	△（代理の場合は必須）

## 2. パターン⑤：顧客情報の利活用を目的とするプラットフォーマー系の決済事業者

### 顧客管理を行う仲介機関となることで、顧客の同意等を前提に顧客情報を収集し利活用。

- 例えば、ECマースのプラットフォーマー等のように、決済サービスを祖業としない事業者も想定。顧客管理に関する業務の一部をアウトソースすることも考えられる。

担い手	機能	動機	主要な業務	運営の要否
仲介機関 が担うべき	顧客管理		口座開設、身元確認（KYC）等	○
			顧客に対するインターフェースの提供	
			顧客からの送金指図の受領、 台帳に対する送金指図の伝達	
			顧客からの照会対応	
			差押え等	
	払出・受入		CBDCと自社発行の民間マネーとの交換	×
			現金とCBDCの交換	
	発行先・還収元		CBDCと中央銀行当座預金との交換	×
中央銀行 が担うべき	台帳管理		ユーザーのCBDC残高を記録する台帳の 管理	△（中央銀行がアウトソー スする場合）
仲介機関・ 追加サービス 事業者が 担うべき	追加サービス	主目的	情報の利活用	○
			条件付き決済サービスの提供	×
			ユーザー体験の多様化	×

## 追加サービス事業者として、仲介機関（他社）に対して情報を照会し、顧客に提供。

- 家計簿アプリや会計ソフトを想定。自社で顧客管理を行う場合と比較すると、アクセス可能な情報は限定的。なお、顧客に情報を提供するほか、顧客の同意等を前提に、自らも利活用できる可能性。

担い手	機能	動機	主要な業務	運営の要否
仲介機関 が担うべき	顧客管理		口座開廃、身元確認（KYC）等	×
			顧客に対するインターフェースの提供	
			顧客からの送金指図の受領、 台帳に対する送金指図の伝達	
			顧客からの照会対応	
			差押え等	
	払出・受入		CBDCと自社発行の民間マネーとの交換	×
			現金とCBDCの交換	
中央銀行 が担うべき	発行先・還収元		CBDCと中央銀行当座預金との交換	×
	台帳管理		ユーザーのCBDC残高を記録する台帳の 管理	×
仲介機関・ 追加サービス 事業者が 担うべき	追加サービス	主目的	情報の利活用	○
			条件付き決済サービスの提供	×
			ユーザー体験の多様化	×

## 2. パターン⑦：配達完了を前提に決済するサービスを提供する宅配事業者等

### オンラインでの物品の購入に際して、配達完了という条件の成就を前提に、決済を実施。

- 例えは、フリマアプリでのC2C取引のように、取引相手の信用に不安がある場合において、宅配事業者等の第三者が両当事者の間に入ることにより、取りはぐれのリスクに対処。

担い手	機能	動機	主要な業務	運営の要否
仲介機関 が担うる	顧客管理		口座開廃、身元確認（KYC）等	×
			顧客に対するインターフェースの提供	
			顧客からの送金指図の受領、 台帳に対する送金指図の伝達	
			顧客からの照会対応	
			差押え等	
	払出・受入		CBDCと自社発行の民間マネーとの交換	×
			現金とCBDCの交換	
中央銀行 が担うべき	発行先・還収元		CBDCと中央銀行当座預金との交換	×
	台帳管理		ユーザーのCBDC残高を記録する台帳の 管理	×
仲介機関・ 追加サービス 事業者が 担うる	追加サービス		情報の利活用	×
		主目的	条件付き決済サービスの提供	○
			ユーザー体験の多様化	×